

## ○蒲郡市幸田町衛生組合人事行政の

### 運営等の状況の公表に関する条例

(平成十七年三月二十九日  
条例 第一一〇号)

改正 平成十八年 六月二七日条例第一二号  
令和 元年 二月二四日条例第二号

#### (趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (報告の時期)

第二条 任命権者は、毎年七月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

#### (報告事項)

第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二条の二第一項第

二号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- 一 職員の任免及び職員数に関する状況
- 二 職員の人事評価の状況
- 三 職員の給与の状況
- 四 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 五 職員の休業の状況
- 六 職員の分限及び懲戒処分等の状況
- 七 職員の服務の状況
- 八 職員の退職管理の状況
- 九 職員の研修の状況
- 十 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 十一 その他管理者が必要と認める事項

#### (愛知県からの報告)

第四条 管理者は、毎年七月末までに、公平委員会の事務を委託している愛知県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

- 一 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 二 不利益処分に関する審査請求の状況

#### (公表の時期)

第五条 管理者は、第二条の規定による報告及び前条の報告を受けたときは、毎年十二月末までに、第二条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第六条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

一 蒲郡市幸田町衛生組合公告式条例(昭和三十八年蒲郡市幸田町衛生組合同条第一号)第一条第二項に規定する掲示場に掲示する方法

二 インターネットを利用して閲覧に供する方法

(雑則)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附則(平成二八年条例第二号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の蒲郡市幸田町衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定に

より任命権者が平成二十七年年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における改正後の条例第三条の規定の適用については、同条第二号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第五号及び第八号の規定は、適用しない。

3 改正後の条例第四条の規定により管理者が公平委員会の事務を委託している愛知県から平成二十七年年度における業務の状況について報告を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第二号中「審査請求」とあるのは、「不服申立て」とする。

附則(令和元年条例第二号)抄

この条例は、令和二年四月一日から施行する。